

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

有料老人ホーム等における入居者の
医療・介護サービス等の利用について

計 39枚（本紙を除く）

Vol.872

令和2年9月4日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3981)

FAX : 03-3595-3670

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 4 日

各 (都道府県)
指定都市 福祉担当部局
中核市 介護保険担当部局

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただき
おり、深く感謝申し上げます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホ
ーム等」という。）において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有
料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロ
ナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生して
います。

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第
0718003号・最終改正平成30年4月2日老発0402第1号厚生労働省老健局長通知）」
及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年8月19日厚生労
働省・国土交通省告示第1号）」にも入居者が希望するサービスを制限しないこと
とされており、さらに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点に
ついて（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大
防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関する
Q&A（その2）について（令和2年4月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほ
か連名事務連絡）」において、施設には訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、
お示ししています。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにも
かかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限
することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である各種訪
問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供され
るサービス等について、不当に制限することがないように、あらためて管内の有料老
人ホーム等に対しての周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添の「社会福祉

施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」等においてお示ししているため、引き続きご対応いただくよう、あらためて管内の有料老人ホーム等に対し周知をお願いします。

以上